



2026 年 10 月 5 日

〈はまぎん〉マイダイレクト(インターネットバンキング)での 横浜銀行フリーローンの繰上返済の取扱開始について

平素より横浜銀行をご利用くださいます。誠にありがとうございます。

2026 年 10 月 19 日(月)より、〈はまぎん〉マイダイレクトでの横浜銀行フリーローンの一部繰上返済、全額繰上返済の取り扱いを開始します。

1.取扱開始日

2026 年 10 月 19 日(月)

2.繰上返済手数料(税込み)

取扱開始日以降の繰上返済手数料は以下のとおりとします。

	横浜銀行本支店窓口	〈はまぎん〉マイダイレクト
一部繰上返済	取り扱いしません	0 円
全額繰上返済	3,300 円	0 円

〈はまぎん〉マイダイレクトの詳しい使い方は、横浜銀行ウェブサイトをご確認ください。

[▶〈はまぎん〉マイダイレクトについて詳しくはこちら](#)

3.横浜銀行フリーローン取引規定の改定

〈はまぎん〉マイダイレクトでの繰上返済の取扱開始にともない、別紙1のとおりに改定します。

4.お問い合わせ先

横浜銀行フリーローンについて	横浜銀行カードローンプラザ 045-718-6529 銀行窓口営業日 9:00～19:00
〈はまぎん〉マイダイレクトについて	インターネットバンキング ヘルプデスク 0120-189-458 平日 9:00～21:00 土日 9:00～17:00 ※土日以外の祝日・振替休日、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日はご利用できません。

以上

【別紙1】横浜銀行フリーローン取引規定の新旧対照表

改定前	改定後
第1条の3(元利均等返済) この取引の毎回の元利金返済額は均等とし、変更しないものとします。なお、毎月返済部分の第 1 回返済日までの期間が 1 か月以外の場合、および増額返済部分の第 1 回返済日までの期間が 6 か月以外の場合の第 1 回返済額は、毎回の元利金返済額と異なる場合があります。また、最終回返済額は利息計算の端数処理のため、毎回の返済額と異なる場合があります。	第1条の3(元利均等返済) この取引の毎回の元利金返済額は均等とし、変更しないものとします。なお、毎月返済部分の第 1 回返済日までの期間が 1 か月以外の場合、および増額返済部分の第 1 回返済日までの期間が 6 か月以外の場合の第 1 回返済額は、毎回の元利金返済額と異なる場合があります。また、最終回返済額は利息計算の端数処理のため、毎回の返済額と異なる場合があります。
第1条4(利息の計算方法) 1. 借入金の利息は各返済日に後払いとします。 2. 毎月返済部分の利息は、(毎月返済部分の借入残高×年利率÷12)で計算します。 3. 半年ごとの増額返済部分の利息は、(半年ごとの増額返済部分の借入金残高×年利率÷2)で計算します。ただし、計算期間が 6 か月未満の場合は、月利で計算します。 4. 毎月返済部分および増額返済部分それぞれについて、計算期間中に、1 か月未満の端数日数がある場合、その期間の利息は、1 年 365 日として日割で計算します。	第1条の4(利息の計算方法) 1. 借入金の利息は各返済日に後払いとします。 2. 毎月返済部分の利息は、(毎月返済部分の借入残高×年利率÷12)で計算します。 3. 半年ごとの増額返済部分の利息は、(半年ごとの増額返済部分の借入金残高×年利率÷2)で計算します。ただし、計算期間が 6 か月未満の場合は、月利で計算します。 4. 毎月返済部分および増額返済部分それぞれについて、計算期間中に、1 か月未満の端数日数がある場合、その期間の利息は、1 年 365 日として日割で計算します。
第4条(繰り上げ返済) 1. 借主が借入金債務を繰り上げて返済できる日は、借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の7日前までに銀行へ通知するものとします。 2. 繰り上げ返済を行う場合に未払利息があるときは、繰り上げ返済日にその日までの未払利息全額を支払うものとします。 3. この取引において、一部繰り上げ返済のお取り扱いはありません。全額繰り上げ返済のみお取り扱いいたします。 4. 借主が、繰り上げ返済を行う場合には、銀行店頭に表示された手数料を支払うものとします。	第4条(繰り上げ返済) 1. 借主が借入金債務を繰り上げて返済できる日は、借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の7日前までに銀行へ通知するものとします。 2. 借主が借入金債務の一部を繰り上げて返済する場合には、返済元金に応じて、以後の各返済を繰り上げます。なお、借入利率は、繰り上げ返済によっては変わりません。 3. 未払利息があるときは、繰り上げ返済日にその日までの未払利息全額を支払うものとします。 4. 各返済日に返済すべき元金の一部の繰り上げ返済はできないものとし、下表のとおり取り扱います。

改定前	改定後						
	<table><tr><td></td><td>毎月返済のみ</td><td>増額返済併用</td></tr><tr><td>繰り上げ返済 できる金額</td><td>繰り上げ返済日につづく月単 位の返済元金の合計</td><td>下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6か月単位に 取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金</td></tr></table>		毎月返済のみ	増額返済併用	繰り上げ返済 できる金額	繰り上げ返済日につづく月単 位の返済元金の合計	下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6か月単位に 取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金
	毎月返済のみ	増額返済併用					
繰り上げ返済 できる金額	繰り上げ返済日につづく月単 位の返済元金の合計	下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日につづく6か月単位に 取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金					
	5. 借主が、繰り上げ返済を行う場合には、銀行店頭に示された手数料を支払うものとします。						
第5条の2(反社会的勢力の排除) 1. 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 2. 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。	第5条の2(反社会的勢力の排除) 1. 借主または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 2. 借主または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。						

改定前	改定後
①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為 3. 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。 4. 前項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、銀行にはなんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。	①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為 3. 借主または連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。 4. 前項の規定の適用により、借主または連帯保証人に損害が生じた場合にも、銀行にはなんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主または連帯保証人がその責任を負います。
第10条(費用の負担) 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用は借主が負担するものとします。	第10条(費用の負担) 借主または連帯保証人に対する権利の行使または保全に関する費用は借主が負担するものとします。
第12条(成年後見人等の届出) 1. 借主または保証人は、借主または保証人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、成年後見人等の氏名その他必要な事項を直ちに銀行に届け出るものとします。 2. 借主または保証人は、借主または保証人について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、任意後見人の氏名その他必要な事項を直ちに銀行に届け出るものとします。	第12条(成年後見人等の届出) 1. 借主または連帯保証人は、借主または連帯保証人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、成年後見人等の氏名その他必要な事項を直ちに銀行に届け出るものとします。 2. 借主または連帯保証人は、借主または連帯保証人について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、任意後見人の氏名その他必要な事項を直ちに銀行に届け出るものとします。

改定前	改定後
3. 借主または保証人は、借主または保証人について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときは、この契約前に第1項または第2項と同様に届け出るものとします。 4. 借主または保証人は、借主または保証人について、前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときも同様に銀行に届け出るものとします。 5. 借主または保証人の前各項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。	3. 借主または連帯保証人は、借主または連帯保証人について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときは、この契約前に第1項または第2項と同様に届け出るものとします。 4. 借主または連帯保証人は、借主または連帯保証人について、前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときも同様に銀行に届け出るものとします。 5. 借主または連帯保証人の前各項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
第13条(報告および調査) 1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。 2. 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態に著しい変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。	第13条(報告および調査) 1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および連帯保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。 2. 借主は、担保の状況、または借主もしくは連帯保証人の信用状態に著しい変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。